

# 感染症法上の取り扱い

平成15年4月3日

厚生労働省結核感染症課課長通知

- 新感染症として取り扱うことが適当である

新感染症とは

未知の感染症で、その危険度から、厚生科学審議会の意見を聴いた上で、知事が大臣の指導助言を受けながら個別に対応する

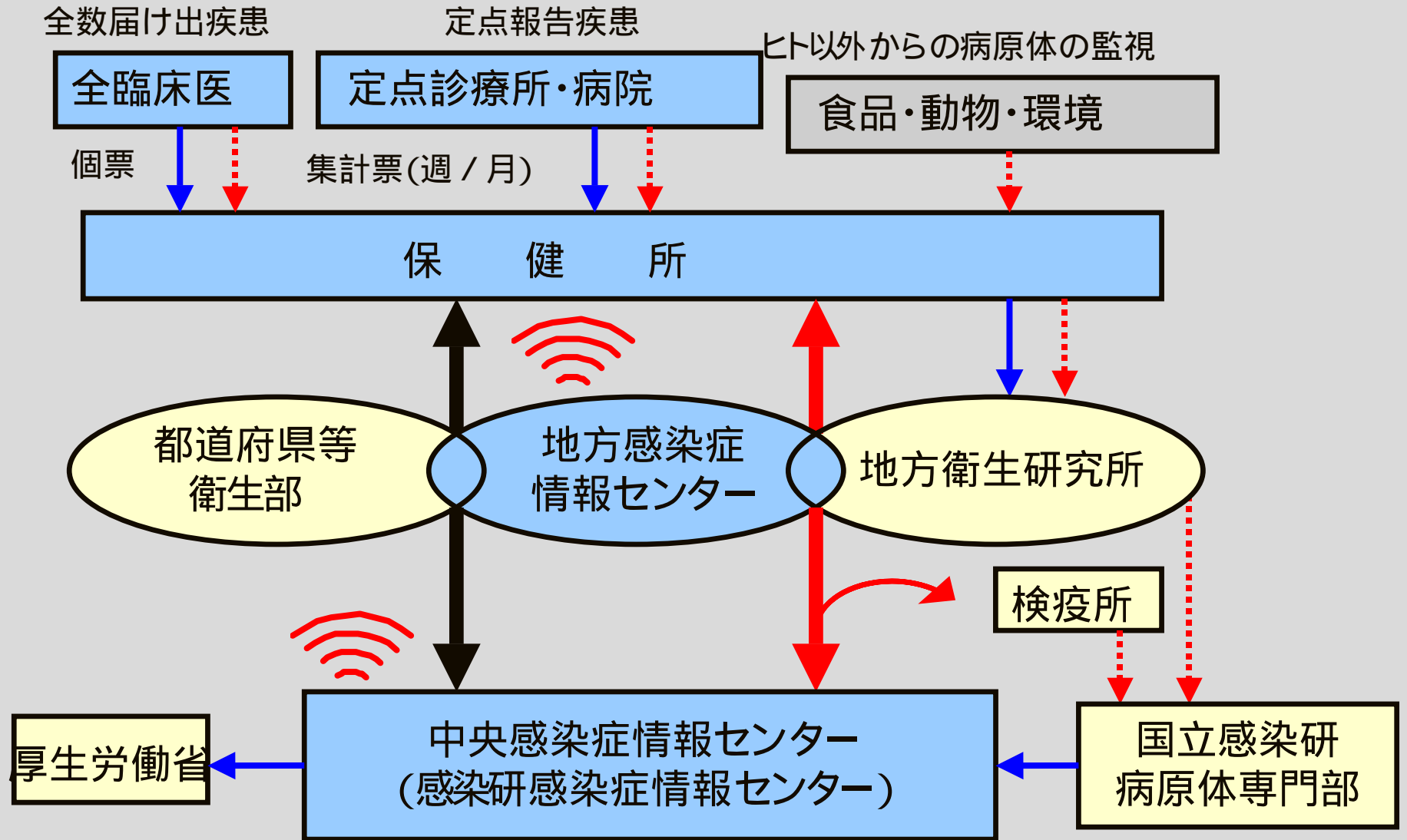


# 感染症法上の取り扱い

知事は患者に対して特定感染症指定医療機関  
に入院勧告ができる

緊急その他止むを得ないときは、知事が適当で  
あると認める特定指定医療機関以外の病院に入  
院させることができる

# 感染症サーベイランス体制



→ 情報  
→ 検体

⇄ コンピュータネットワーク  
患者発生 (保健所で入力)  
病原体検出 (地研で入力)

→ 国民への情報提供

# 病原診断のサポート

各地の地方衛生研究所  
国立感染症研究所  
(行政検査)

# 原因不明重症急性呼吸器症候群(SARS)の報告基準 「症候群サーベイランス」

対象：全国医療機関

疑い例：2003年2月1日以降で

38度以上の急な発熱

咳、息切れ、呼吸困難などの呼吸器症状

かつ

発生地域へ旅行

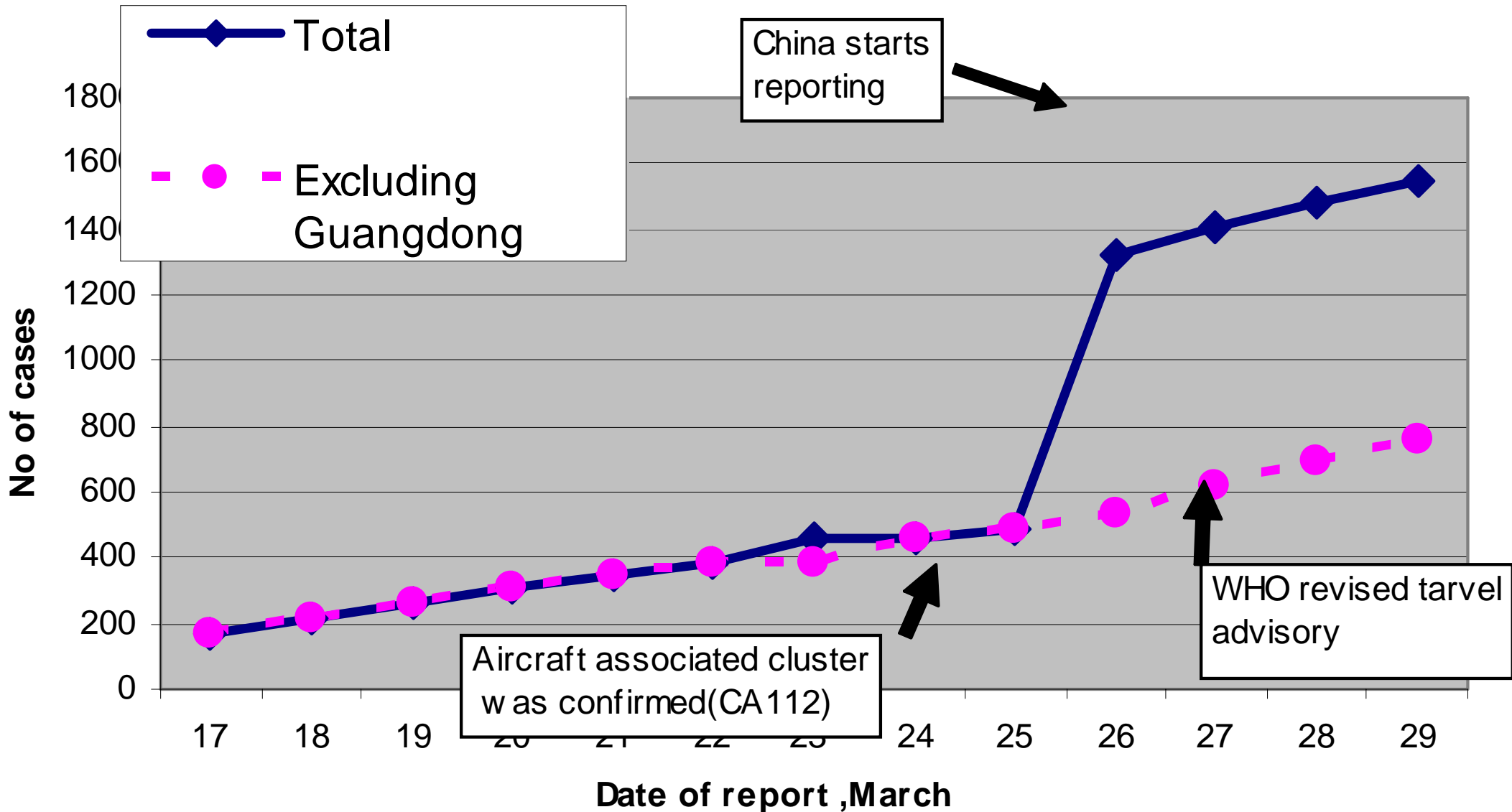
SARS患者への密な接触があった

可能性例：疑い例プラス

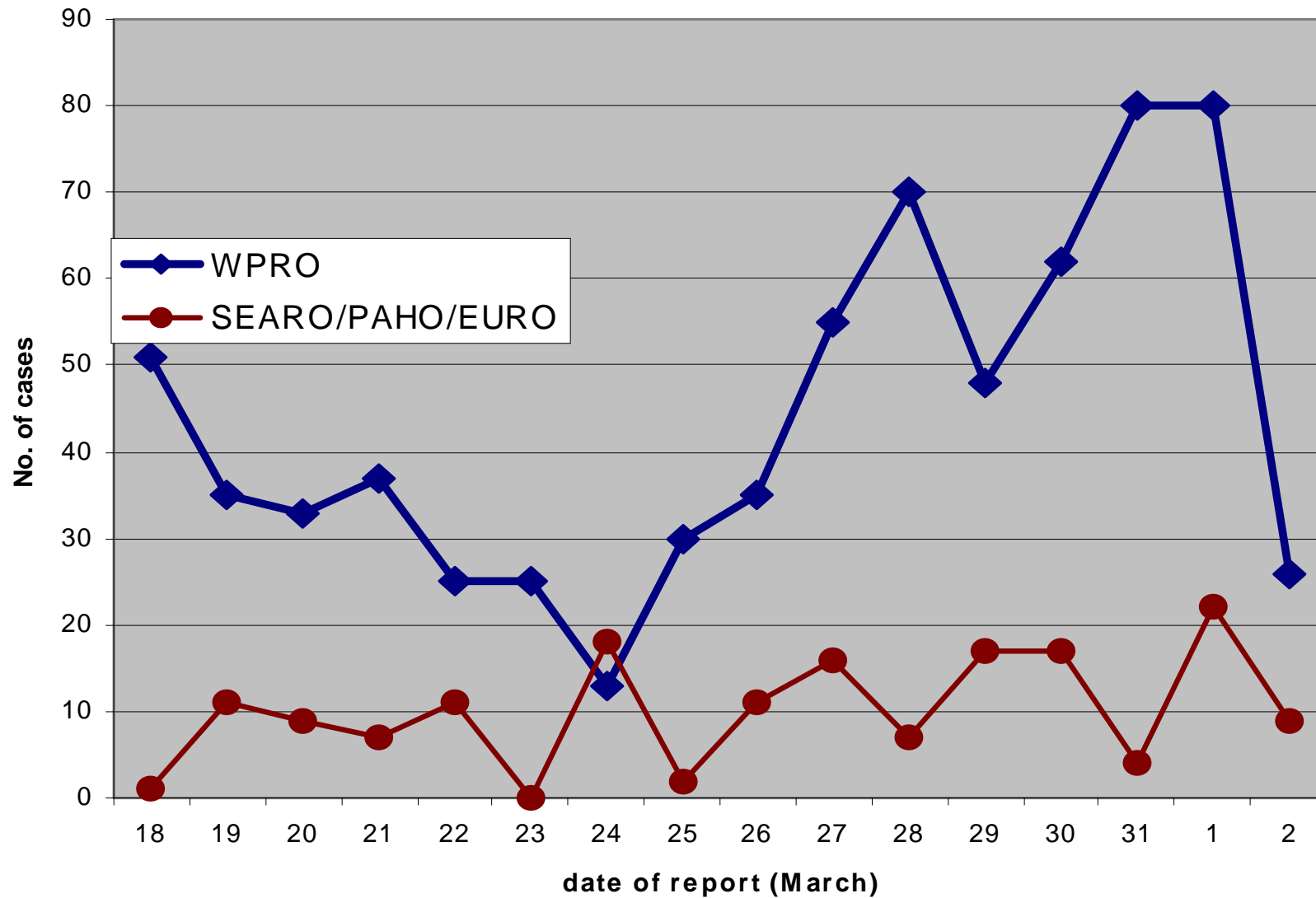
胸部レントゲンで肺炎、

またはARDSの剖検所見

# Cumulative number of reported cases of SARS



Newly reported SARS cases by date of report  
excluding reports from China mainland



# 感染症情報センターの技術支援

- W H O/HQ、W P R O からの情報収集
- 国内患者サーベイランス技術支援
- W H O からの情報の邦訳及びホームページでの情報提供
- W H O 香港チームおよびW P R O へのFETP研修員とスタッフ派遣





# 緊急情報 Urgent Information

[感染症情報センターホームに戻る](#)

\* 最新の情報を見るにはブラウザの「再読み込み」「更新」ボタンを押して下さい。

2003/4/1更新

## WHO Update

- 重症急性呼吸器症候群(SARS) - 14 (3/29発表)  
患者情報と感染が報告された国に関する最新報告
- 重症急性呼吸器症候群(SARS) - 13 (3/29発表)  
中国がWHOの共同研究ネットワークに参加
- 重症急性呼吸器症候群(SARS) - 12 (3/28/2003発表)  
SARSウイルスの確定は近く、新しい迅速診断法の確立も間近
- 重症急性呼吸器症候群(SARS) - 11 (3/28発表)

**更新情報 UPDATES**

- 4/1/2003  
累積患者報告数  
伝播患者地域
- SARSの院内感染  
対策指針(改訂)
- WHOによる退院及  
び退院後の経過観  
察に関する方針  
(改訂)
- WHOによる管理指  
針(改訂)